

条例改正(公衆衛生上講ずべき措置の基準)について (HACCP導入型基準の追加等)

基準の根拠

食品衛生法第50条第2項

都道府県等は、条例で、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めることができる



厚生労働省のガイドライン

(食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(平成16年2月27日付食安発第0227012号))

都は、本ガイドラインを踏まえ、条例で公衆衛生上講ずべき措置の基準を規定

厚生労働省のガイドライン改正の概要

- ノロウイルス食中毒対策を踏まえた事項を追加(平成25年10月22日付食安発1022第5号)
内容:施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒することの追加等
- HACCP導入型基準を追加(平成26年5月12日付食安発0512第6号)
内容:HACCP7原則及び手順(危害要因の分析、重要管理点の決定等)の追加
- 冷凍食品への農薬混入事案を踏まえた事項を追加(平成26年10月14日付食安発1014第1号)
内容:消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに情報を報告することを追加

東京都の基準改正

厚生労働省のガイドライン改正の内容を踏まえて、都の条例を改正

- 食品衛生法施行条例第2条
別表第1「公衆衛生上講ずべき措置の基準」
- 食品製造業等取締条例第6条
別表第2「製造業者等の衛生基準」
別表第4「給食供給者の衛生基準」